

新旧対照表

○神奈川県環境影響評価条例施行規則

新					旧						
(公聴会の開催方法等) 第19条 (略) 2 (略) 3 前項の規定による公表は、 <u>インターネットの利用その他の方法</u> により行わなければならない。 4 (略)					(公聴会の開催方法等) 第19条 (略) 2 (略) 3 前項の規定による公表は、 <u>神奈川県公報に公告するほか、掲示板への掲示、日刊新聞紙への掲載その他の適当と認められる方法</u> により行わなければならない。 4 (略)						
別表第1 (第1条関係)					別表第1 (第1条関係)						
番号	事業の種類	要件 内容	規模、実施される地域等			番号	事業の種類	要件 内容	規模、実施される地域等		
			甲地域	乙地域	その他の地域				甲地域	乙地域	その他の地域
(略)					(略)						
7	電気工作物の建設	(1)、(2) (略) (3) 電気設備に関する技術基準を定める省令(平成9年通商産業省令第52号)第1条第4号に規定する蓄電所(以下「蓄電所」という。)又は同条第5号に	(略)	(略)	(略)	7	電気工作物の建設	(1)、(2) (略) (3) 電気設備に関する技術基準を定める省令(平成9年通商産業省令第52号)第1条第4号に規定する変電所(以下「変電所」という。)の新設	(略)	(略)	(略)

新					旧					
		規定する変電所（以下「変電所」という。）の新設								
		(4) 蓄電所又は変電所の増設	(略)	(略)	(略)	(4) 変電所の増設	(略)	(略)	(略)	
		(5) 電気設備に関する技術基準を定める省令第1条第9号に規定する電線路（発電電気工作物、蓄電所、変電所その他これらに類する施設に設置するものを除く。以下「電線路」という。）の設置	(略)	(略)	(略)	(5) 電気設備に関する技術基準を定める省令第1条第8号に規定する電線路（発電電気工作物、変電所その他これらに類する施設に設置するものを除く。以下「電線路」という。）の設置	(略)	(略)	(略)	
(略)					(略)					
28	宅地の造成	宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号）第2条第1号に規定す	(略)	(略)	(略)	28 宅地の造成	宅地造成等規制法（昭和36年法律第191号）第2条第1号に規定する宅地の造成	(略)	(略)	(略)

新				旧			
		る宅地の造成					
備考 1～7 (略)				備考 1～7 (略)			
別表第3 (第5条関係)				別表第3 (第5条関係)			
番号	対象事業の種類		実施計画書の提出の時期	番号	対象事業の種類		実施計画書の提出の時期
(略)				(略)			
2	鉄道、 軌道の 建設	(1) (略)	(略)	2	鉄道、 軌道の 建設	(1) (略)	(略)
		(2) 鉄道又は 軌道の改良の 事業	鉄道の改良の事業にあつては鉄道事業法第12条第1項の規定に基づく認可申請前、軌道の改良の事業にあつては軌道法第5条第1項の規定に基づく認可申請前			(2) 鉄道又は 軌道の改良の 事業	鉄道の改良の事業にあつては鉄道事業法第12条第1項の規定に基づく認可申請前、軌道の改良の事業にあつては軌道法施行令(昭和28年政令第258号)第6条第1項の規定に基づく認可申請前
(略)				(略)			
7	電気工 作物の 建設	(1)、(2) (略)	(略)	7	電気工 作物の 建設	(1)、(2) (略)	
		(3) 蓄電所又 は変電所の新 設の事業	(略)			(3) 変電所の 新設の事業	(略)
		(4) 蓄電所又 は変電所の増 設の事業	(略)			(4) 変電所の 増設の事業	(略)
		(5) (略)				(5) (略)	
(略)				(略)			
10	廃棄物 処理施 設の建 設	(1) (略)	(略)	10	廃棄物 処理施 設の建 設	(1) (略)	(略)

新				旧			
		(2) 廃棄物処理施設の増設の事業	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条第1項若しくは第15条の2の6第1項の規定に基づく許可申請前又は同法第9条の3第8項の規定に基づく届出前			(2) 廃棄物処理施設の増設の事業	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条第1項若しくは第15条の2の6第1項の規定に基づく許可申請前又は同法第9条の3第7項の規定に基づく届出前
11	下水道終末処理場の建設	(1) 下水道終末処理場の新設の事業	下水道法第2条第3号に規定する公共下水道（以下「公共下水道」という。）に係る下水道終末処理場の新設の事業にあつては同法第4条第2項の規定に基づく協議前、同法第2条第4号に規定する流域下水道（以下「流域下水道」という。）に係る下水道終末処理場の新設の事業にあつては同法第25条の23第2項の規定に基づく協議前	11	下水道終末処理場の建設	(1) 下水道終末処理場の新設の事業	下水道法第2条第3号に規定する公共下水道（以下「公共下水道」という。）に係る下水道終末処理場の新設の事業にあつては同法第4条第2項の規定に基づく協議前、同法第2条第4号に規定する流域下水道（以下「流域下水道」という。）に係る下水道終末処理場の新設の事業にあつては同法第25条の3第2項の規定に基づく協議前
		(2) 下水道終末処理場の増設の事業	公共下水道に係る下水道終末処理場の増設の事業にあつては下水道法第4条第6項において準用する同条第2項の規定に基づく協議前、流域下水道に係る下水道終末処理場の増設の事業にあつては同法第25条の23第7項において準用する同条第2項の規定に基づく協議前			(2) 下水道終末処理場の増設の事業	公共下水道に係る下水道終末処理場の増設の事業にあつては下水道法第4条第6項において準用する同条第2項の規定に基づく協議前、流域下水道に係る下水道終末処理場の増設の事業にあつては同法第25条の3第7項において準用する同条第2項の規定に基づく協議前
(略)				(略)			
20	発生土処分場の建設	(1) 発生土処分場の新設の事業	森林法の適用を受ける事業にあつては同法第10条の2第1項の規定に基づく許可申請前、宅地造成及び特定盛土等規制法の適用を受ける事業にあつては同法第30条第1項の規定に基づく許可申請前、河川法の適用を受ける土地の形状を変更する行為に該当する事業にあつては同法第27条第1項又は第55条第1項の規定に基づく許可申請前、神奈川県土砂の適正処理に関する条例（平成11年神奈川県条例第3号）の適用を受ける事業にあつては同条例第9条第1項の規定に基づく許可申請前	20	発生土処分場の建設	(1) 発生土処分場の新設の事業	森林法の適用を受ける事業にあつては同法第10条の2第1項の規定に基づく許可申請前、河川法の適用を受ける土地の形状を変更する行為に該当する事業にあつては同法第27条第1項又は第55条第1項の規定に基づく許可申請前、神奈川県土砂の適正処理に関する条例（平成11年神奈川県条例第3号）の適用を受ける事業にあつては同条例第9条第1項の規定に基づく許可申請前（同条例第28条第2項の規定に基づき市町村の条例に規定する事項に該当するものと

新			旧		
		(同条例第28条第2項の規定に基づき市町村の条例に規定する事項に該当するものとして知事が神奈川県土砂の適正処理に関する条例第3章を指定した場合において、当該市町村の条例の適用を受ける事業にあつては、当該市町村の条例に基づく許可申請前)			して知事が神奈川県土砂の適正処理に関する条例第3章を指定した場合において、当該市町村の条例の適用を受ける事業にあつては、当該市町村の条例に基づく許可申請前)
	(2) 発生土処分場の増設の事業	森林法の適用を受ける事業にあつては同法第10条の2第1項の規定に基づく許可申請前、 <u>宅地造成及び特定盛土等規制法の適用を受ける事業にあつては同法第30条第1項又は第35条第1項の規定に基づく許可申請前</u> 、河川法の適用を受ける土地の形状を変更する行為に該当する事業にあつては同法第27条第1項又は第55条第1項の規定に基づく許可申請前、神奈川県土砂の適正処理に関する条例の適用を受ける事業にあつては同条例第9条第1項又は第11条第1項の規定に基づく許可申請前(同条例第28条第2項の規定に基づき市町村の条例に規定する事項に該当するものとして知事が神奈川県土砂の適正処理に関する条例第3章を指定した場合において、当該市町村の条例の適用を受ける事業にあつては、当該市町村の条例に基づく許可申請前)		(2) 発生土処分場の増設の事業	森林法の適用を受ける事業にあつては同法第10条の2第1項の規定に基づく許可申請前、河川法の適用を受ける土地の形状を変更する行為に該当する事業にあつては同法第27条第1項又は第55条第1項の規定に基づく許可申請前、神奈川県土砂の適正処理に関する条例の適用を受ける事業にあつては同条例第9条第1項又は第11条第1項の規定に基づく許可申請前(同条例第28条第2項の規定に基づき市町村の条例に規定する事項に該当するものとして知事が神奈川県土砂の適正処理に関する条例第3章を指定した場合において、当該市町村の条例の適用を受ける事業にあつては、当該市町村の条例に基づく許可申請前)
(略)			(略)		
28	宅地の造成	開発行為を伴う事業にあつては都市計画法第29条第1項又は第2項の規定に基づく許可申請前、 <u>宅地造成及び特定盛土等規制法第10条第1項に規定する宅地造成等工事規制区域内</u> において行われる事業にあつては同法第12条第1項の規定に基づく許可申請前又は同法第15条第1項の規定に基づく協議前	28	宅地の造成	開発行為を伴う事業にあつては都市計画法第29条第1項又は第2項の規定に基づく許可申請前、 <u>宅地造成等規制法第3条第1項に規定する宅地造成工事規制区域内</u> において行われる事業にあつては同法第8条第1項の規定に基づく許可申請前又は同法第11条の規定に基づく協議前
備考	1・2	(略)	備考	1・2	(略)

